

住宅・まちづくり

ご意見をお寄せください

●東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(案)
東京都と特別区・26市2町の協働で取りまとめました。基本方針(案)は、東京都と特別区・26市2町のホームページ、都民情報ルーム、各区市町の窓口

(新宿区は都市計画課都市施設係)で閲覧できます。

【意見・提案の提出】8月12日(休)までにはがき(必着)かファックス・電子メールまたは直接、東京都都市整備局街路計画課(〒163-8001西新宿2-8-1、都庁第二本庁舎11階南側)・☎(5388)1354・✉S0000179@section.metro.tokyo.jpへ。
【問合せ】東京都都市整備局街路計画課 ☎(5388)3379、区都市計画課都市施設係(本庁舎8階) ☎(5273)3547へ。

ブロック塀の所有者・管理者の方へ ブロック塀の安全点検を

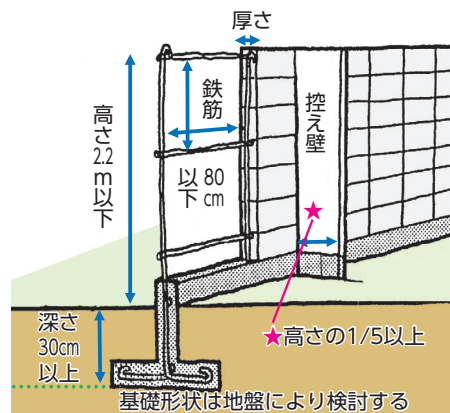
【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3107へ。

塀の所有者等の方は、下記チェックポイントを参考に安全点検を行ってください。点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示や塀の補修・撤去等を行ってください。

ブロック塀の点検の チェックポイント

次の1~5の項目について点検し、1つでも不適合がある場合は、専門家に相談して改善しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
▶ 塀の高さは地盤から2.2m以下か
- 2. 塀の厚さは十分か
▶ 塀の厚さは10cm以上か(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
▶ 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか
- 4. 基礎があるか
▶ コンクリートの基礎があるか
- 5. 塀は健全か
▶ 塀に傾きやひび割れはないか



【専門家に相談】塀に鉄筋は入っているか
▶ 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
▶ 基礎の根入れ深さは30cm以上か(塀の高さが1.2m超の場合)

8月~令和2年2月 道路沿いのブロック塀等の個別訪問を実施します

●調査員は区が発行した身分証明書を携帯し腕章を着用
特に安全化を必要とする塀の所有者等へ事前に通知し、区が委託した調査員が点検調査結果や、安全化、助成事業について説明する個別訪問を実施します。



8月は 道路ふれあい月間 道路を正しく使いましょう

道路を常に広く、美しく、安全に利用するために、道路の役割や重要性を改めて確認する期間です。

通行の妨げや道路が汚れる原因となる次のような行為はやめましょう。道路の適正利用について確認し、正しい利用を心掛けましょう。

- ▶ 袋ごみ・粗大ごみ・家電等の不法投棄
- ▶ 立て看板・のぼり旗・商品の陳列台・プランターなどの道路上への設置

▶ 剪定されずに道路上にはみ出している生垣等の枝の放置

★区では、「新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」に基づき、町会や商店会の協力を得ながら警察や道路管理者と連携し、路上等障害物による通行の障害の防止に取り組んでいます。

【問合せ】交通対策課監察指導係(本庁舎7階) ☎(5273)3847へ。

くらし

リサイクル講座 講

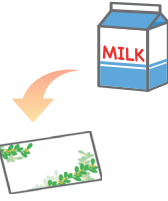
【日時】8月24日(出)午前10時30分~12時

【対象】小学生以上、10名(小学2年生までは保護者同伴)

【内容】紙パックからグリーティングカード作り

【持ち物】紙パック(1000cc)、クリアファイル

【会場・申込み】往復はがきに2面記入例



はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名
 - ②〒・住所
 - ③氏名(ふりがな)
 - ④電話番号
- (往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

のとおり記入し、8月10日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075 高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

8月4日(日) 休日納税相談を実施します

納期限を過ぎても納付・連絡がない場合は、差し押さえ等の滞納処分を行うこととなります。収入や生活状況を確認できる書類などをお持ちの上、この機会に相談においでください。電話での相談も受け付けます。

【開設時間】午前9時~午後4時30分

【開設場所・問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273)4534・☎(3209)1460へ。

※当日は休日夜間出入口をご利用ください。車いすをご使用の方は、事前にご連絡ください。

※新宿区納税催告センターから、電話で納付確認のご案内をしています。

国民健康保険証の一齐更新 10月から新しい保険証になります

9月30日までに 新しい保険証を発送します

2年ごとの一齐更新です。有効期限が令和元年(平成31年)9月30日の保険証をお持ちの方には、新しい保険証を簡易書留郵便で発送します。10月1日(火)からは新しい保険証をご使用ください。

前年度以前の保険料に滞納がある場合は、期限の短い保険証または被保険者資格証明書を交付する場合があります。

▶新しい保険証は、令和元年8月16日(金)現在の国民健康保険資格情報・住民登録情報を基に作成します。住所が変わった方は戸籍住民課または特別出張所へ、就職・退職などで国民健康保険の資格に変更があった方は医療保険年金課または特別出張所へお早めに届け出てください。

▶保険証は個人カードです。同一世帯内に2名以上の被保険者がいる場合、世帯主の方宛てにまとめて郵送します。

新しい保険証の送付時期に ご自宅を不在にする方へ

新しい保険証は簡易書留郵便のため、郵便受けに投かんされません。直接ご自宅で受け取る必要があります。

入院や住居建て替え等の特別な事情で簡易書留郵便の受け取りが難しい方は、保険証の受け取り方法をご相談ください。事前に手続きをすると、送付先を変更できる場合があります。保険証に記載の住所に住んでいることが確認できるものや、事情を明らかにする書面等が必要です。住民登録があっても、実際に住んでいない方は手続きできません。

【手続きの期間】8月8日(休)まで

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。前年度以前の保険料に滞納がある方は医療保険年金課納付相談係(本庁舎4階) ☎(5273)4530・☎(5273)3873へ。

一人でも多くの 命を自殺から救うために

インターネットで質問に答えると相談場所等の情報を案内



ウェブサイト

「新宿ソウダンナビ」を開設
(相談窓口自動案内)

☎https://shinjuku.so-dan.org/navi



新宿区は、全国でも自殺者に占める若者の割合が高いため、若年層への自殺対策支援を強化しています。

新たな支援として、悩みごとや困りごとなどに関する各種相談窓口をインターネットで検索できる「新宿ソウダンナビ」を開設しました。また、自殺リスクが高いキーワードをグーグルで検索した方を、専門の資格を持つ相談員によるメール相談につないでいます。

【問合せ】健康政策課健康企画係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3024へ。

快適なマンションライフのために

マンションの維持管理に関心を持っていただくため、コラムを連載でお届けしています。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。



●自身のマンションの未来のために良好なコミュニティ形成を

新宿区マンション実態調査によると、区内には新耐震基準施行前の昭和56年(1981年)以前に建設されたマンションが多く、老朽化により耐震補強を含む改修や建て替えが必要になってきています。分譲マンションの場合、改修や建て替えなどの重要な意思決定には、管理組合員の合意形成が必要なため、全員が自身のマンションについて考え、協力しなければなりません。

平成28年のマンション標準管理規約改正で、「コミュニティ形成」が管理組合の業務から外れましたが、普段から良好な関係づくりが大切です。

もう一度、コミュニティやお住まいのマンションの未来について、管理組合の皆さんで考えてみませんか。